町田市景観色彩ガイドライン

町田市景観計画における
色彩の景観形成基準

Color Scape Guidelines for Machida City

2010.03

目次

01　ガイドラインの位置づけと使用方法 …… 1
02　町田市が目指す色彩景観 …… 2
03　マンセル表色系 …… 3
04　町田市の色彩景観の現状と課題 …… 4
05　色彩景観の基礎知識と配慮事項 …… 5
06　町田市の色彩景観の形成にあたって …… 6
07　景観形成ゾーンの色彩基準
　07-1　丘陵地ゾーン …… 7
　07-2　住まい共生ゾーン …… 9
　07-3　にぎわいゾーン …… 11
　07-4　にぎわいゾーン　特に規模の大きい建築物等 …… 13
08　景観形成誘導地区の色彩基準
　08-1　小野路宿通り景観形成誘導地区 …… 15
　08-2　町田駅前通り景観形成誘導地区 …… 17
　08-3　多摩境通り景観形成誘導地区 …… 19
09　屋外広告物の色彩の考え方 …… 21
10　公共施設の色彩の考え方 …… 22
事前相談・届出（通知）の流れ

01 ガイドラインの位置づけと使用方法

Color Scape Guidelines for Machida City

ガイドラインの位置づけ

町田市では、市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成を推進し、もって生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちの実現に資することを目的に 2009 年 6 月に「町田市景観条例」を制定しました。また、よりよい景観づくりをすすめていくために、景観法及び町田市景観条例に基づき、町田市の景観づくりの方針を明確にし、誘導を図るとともに、市民、事業者、行政の協働による独自の取り組みを推進する計画として 2009 年 12 月に「町田市景観計画」を策定しました。

このガイドラインは、「町田市景観計画」に示した景観形成基準のうち、色彩に関わる基準を詳しく解説したものです。色彩景観の現況調査に基づき、市の景観を整えるための色彩の基本的な考え方を示すとともに、地域特性や規模等に応じた、建築物や工作物等（以下「建築物等」）の望ましい色彩や避けるべき色彩などを具体的に示し、景観法や町田市景観条例に基づく届出の基準として、また、市民や事業者のみなさんが建築物等の色彩を検討する際にその指針としてご活用いただくことを目的に策定したものです。今後、市民提案等による「景観形成誘導地区」の追加指定により、内容の充実を図っていきます。

ガイドラインの使用方法

建築物等の新築･新設、塗り替えなどを計画された場合は、ご自身が計画されている建築物等の立地を確認し、該当するページをご覧下さい。色彩景観の基本的な考え方から、個々の建物の色彩選定の参考となる内容まで、幅広く紹介しています。

このガイドラインでは、主に建築物等の外観の大半を占める「基本色」について定量的な基準を示していますが、その他小面積で用いる色彩にも十分な配慮が必要です。

●強調色：　外観の印象を強調する目的で基本色に準じた面積で用いる色彩です。基本色よりもやや鮮やかな色彩や暗い色彩を用いることができますが、外壁（外観）各面の 1/5 以下に収め、基本色との調和を図ることが必要です。

●アクセント色：外観のワンポイントとして、ごく小さな面積で用いる色彩です。色彩については定量的な基準を定めておらず、自由な色彩選択が可能ですが、外壁（外観）各面の 1/20 以下に収め、基本色や強調色との調和を図ることが必要です。

町田市が目指す色彩景観

02

Color Scape Guidelines for Machida City

鶴見川源流の泉と周辺の谷戸山

落ち着いた色彩が周囲の自然にとけ込んだ三輪緑山住宅地

歴史的な板塀と豊かな庭木の緑が残る小野路宿通り

地域の色彩のあり方を共有する景観色彩ワークショップ

自然の彩りが映える色彩

町田市には里山や農地など、多くの人の手によって維持されてきた豊かな緑が残されています。自然の起伏とそこに残された緑、源流から都市河川へと様々な様相を見せる水辺の景観も町田市の資産です。

こうした自然を背景に立地する建築物等は、自然の彩りを生かし、その中に上手く溶け込むような落ち着いた色彩を基本とします。また、商業地や住宅地などでは、建築物等の彩りを考慮するだけでなく、緑を積極的に採り入れ、自然から都市へとつながる緑のネットワークによって、うるおいのある景観を形成することが大切です。

町田市では、市民共有の資産である自然の彩りを生かし、うるおいや季節感のある色彩景観の形成を目指します。

やすらぎや誇りを感じる色彩

都心近郊の住宅都市として成長を重ねてきた町田市には、地区毎に個性をもつ多様な住宅地が整備されています。

一方、町田市は鉄道や幹線道路などの結節点もあり、周辺都市の商業拠点としての顔も持ち合わせています。

住宅地では、従来から継承されてきた暖かく落ち着いた色彩を基本とし、やすらぎのある色彩景観の形成を目指します。

駅周辺の商業地や幹線道路沿道では、活気やにぎわいを創出するとともに、にぎわいの中にもゆとりやうるおいの感じられる色彩景観の形成を目指します。

町田市では、地域特性に応じた色使いによってメリハリをもたせながら、全体としてやすらぎや誇りが感じられる色彩景観の形成を目指します。

文化や歴史の蓄積を受け継ぐ色彩

町田市には山裾に鎮座する寺社や旧街道沿いの民家など、地域の歴史を今に伝える景観資源が多数見られます。

特に、小野路宿通りには歴史的な住宅や庭、塀などが多数現存し、それらを生かした歴史的なまち並みの再生が進められています。

こうした歴史的建築物やまち並みの周辺では、地域の象徴ともなっている歴史的景観資源の色彩を尊重し、同様の色彩や材料などでそろえたり、資源よりも落ち着いた色使いとするなど、地域の文化や歴史を受け継いだ色彩を基本とします。

町田市では、地域のシンボルである歴史的建築物等がいっそう風格を増し、市民の心のよりどころとなるような色彩景観の形成を目指します。

ともに考え整える色彩

色彩はその効果を眼で見て確認できるだれもが取り組みやすい景観要素だといえます。

こうした色彩の特性をふまえ、多くの市民が連携し、住宅や商店など身近な色彩のあり方を考えることが大切です。

また、景観の基盤となる公共施設の整備にあたっては、地域特性をふまえた十分な色彩検討が必要であり、民間事業と公共事業の調整も不可欠です。

町田市では、景観法や景観計画に位置づけられた届出対象の規制・誘導ばかりでなく、商店や住宅、公共公益施設など、身近な景観要素の色彩を、市民や事業者、行政がそれぞれの立場を尊重しながらともに考え、相互調整によって整えていく、協働・共有の色彩景観の形成を目指します。

マンセル表色系

私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、ガイドラインでは、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。

「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

●色相（しきそう）は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

●明度（めいど）は、明るさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

●彩度（さいど）は、鮮やかさを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

●マンセル値は、これら3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

例えば、市の木であるケヤキの葉は、夏の盛期で10GY3/6程度、秋の紅葉時で10R4/8程度の色彩です。

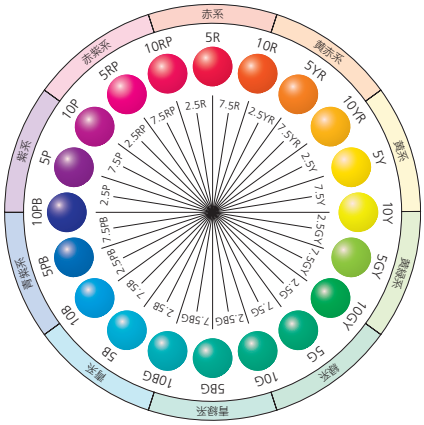

色相（マンセル色相環）

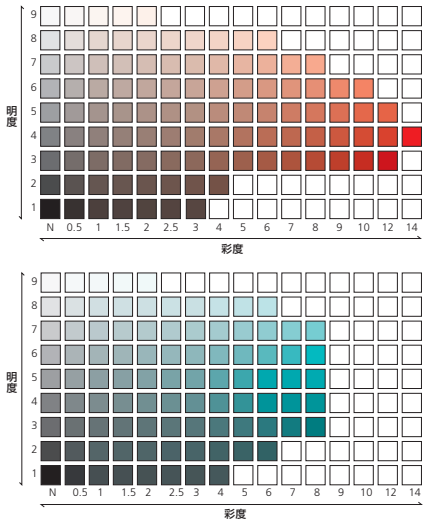

明度（あかるさ）と彩度（あざやかさ）

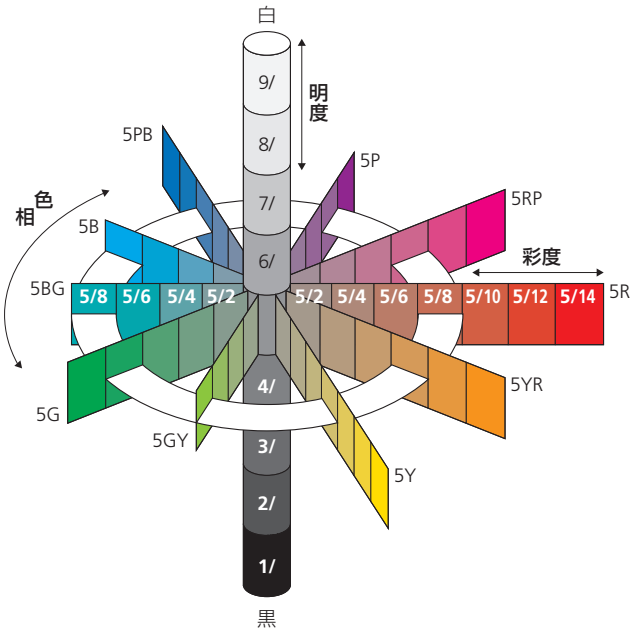

マンセル表色系のしくみ

緑のケヤキの葉

10GY（じゅうジーワイ） 3（さん） / 6（ろく）
色相　明度　彩度

紅葉したケヤキの葉

10R（じゅうアール） 4（よん） / 8（はち）
色相　明度　彩度